

学校いじめ防止基本方針

枚方市立津田小学校

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校としては、学校教育目標である「自分で考え、進んで実行する子（知育）」「きまりを守り、仲よく助け合う子（徳育）」「元気で明るい子（体育）」のうち、「きまりを守り、仲よく助け合う子（徳育）」をもとに、「互いのよさ、ちがいを認め合い、ともに学び、ともに生きる」を人権教育の重点に掲げ、取り組んでいる。いじめは、「重大な人権侵害事象である」という認識のもとに、本校の「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめの定義

①「いじめ」とは、在籍する学校の児童に対して、児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

②「枚方市いじめ防止基本方針」（平成30年9月改定）にもとづき、それぞれの行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた子どもの立場に立って行う。

③好意から行った行為が意図せず相手側の子どもに心身の苦痛を感じさせてしまった場合等、すぐにその行為を行った子どもが謝罪し、教職員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができている場合等においては、学校として「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟に対応する。

3 いじめ防止等の対策のための組織

(1) 名称 「いじめ防止対策委員会」

(2) 構成員 校長、教頭、生徒指導担当（こども支援 co）、人権教育担当、各学年主任
養護教諭

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 年間計画

・本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

津田小学校 いじめ防止年間計画		
	各学年	学校全体
4月	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 地区把握期間（地域の様子の把握） 学級懇談会の実施	第1回 いじめ防止対策委員会（年間計画の確認、 問題行動調査結果を共有） 人権全体会 「学校いじめ防止基本方針」の更新
5月	校外学習（仲間づくり「つながり」）	P T Aへ「学校いじめ防止基本方針」を周知
6月	キャンプ（5年）（仲間づくり「つながり」） いじめアンケート実施 授業参観実施	教職員間による公開授業（わかる授業づくり） アンケート回収（確認・対応） 第2回いじめ防止対策委員会（状況報告と取組の検証）
7月	いじめアンケート実施 保護者個人懇談	アンケート回収（確認・対応）
9月	運動会（仲間づくり「つながり」）	
10月	修学旅行（6年）（仲間づくり「つながり」） 校外学習（仲間づくり「つながり」） いじめアンケート実施	教職員間による公開授業（わかる授業づくり） アンケート回収（確認・対応）
11月	授業参観 いじめアンケート実施	アンケート回収（確認・対応）
12月	保護者個人懇談会（家庭での様子の把握）	第3回いじめ防止対策委員会（状況報告と取組の検証） 人権全体会
1月	いじめアンケート実施	アンケート回収（確認・対応） 教職員間による公開授業（わかる授業づくり）
2月	保護者参観・懇談週間	
3月		第4回いじめ防止対策委員会（年間の取組の検証・ 反省）

※いじめ事案が生起している場合は、随時、いじめ防止対策委員会を実施する。
 ※校外学習は予定。新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係り変更もあり。

5 取組状況の把握と検証

- ・いじめ防止対策委員会は、年4回開催し、取組の進捗確認及びいじめ事案への対応について検証する。
- ・いじめ事案が生起している場合は、臨時的にいじめ防止対策委員会を実施する。

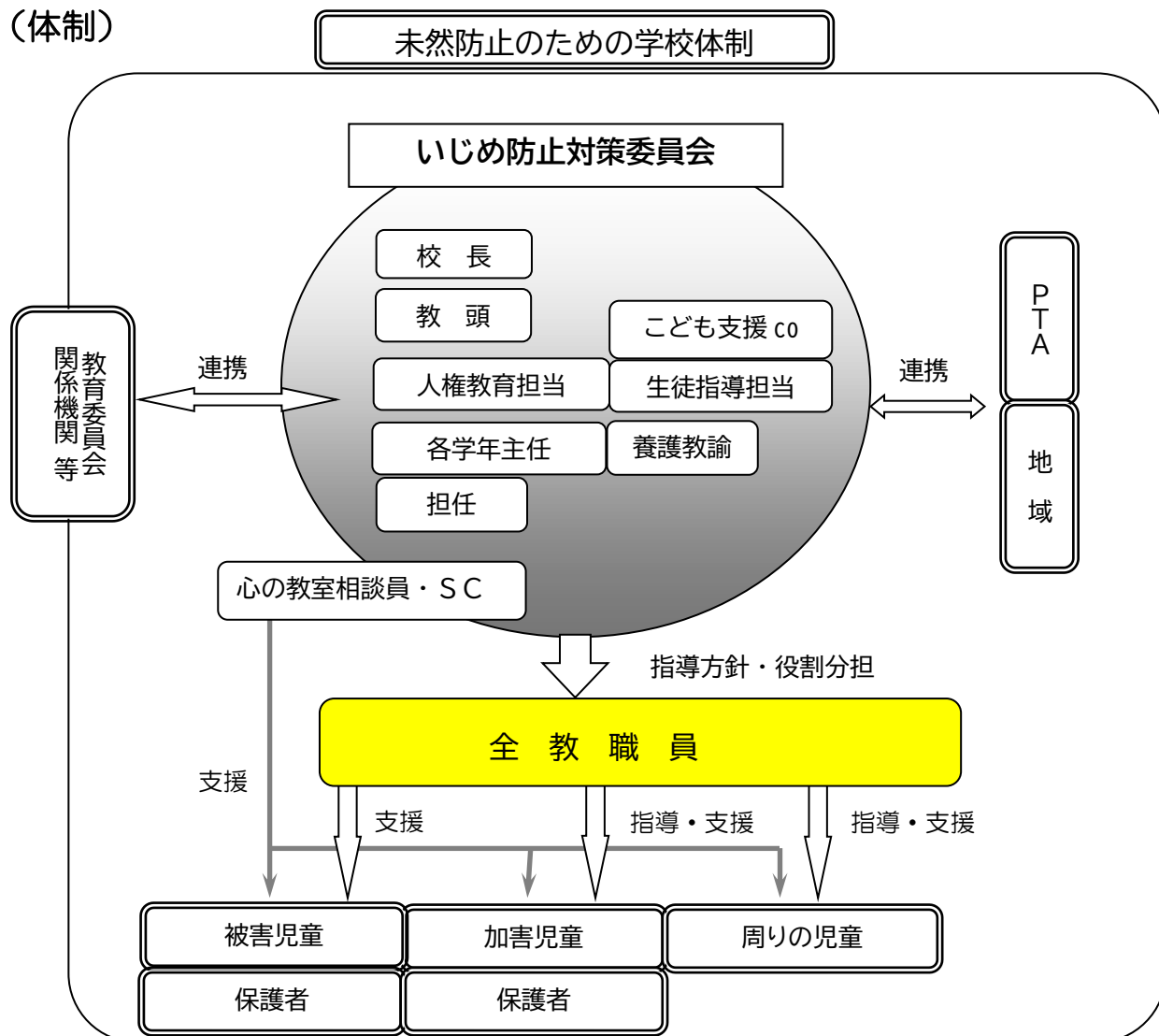
第2章 いじめの未然防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組を通して、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

(体制)



2 いじめの防止のための措置

- (1) 教職員に対しては、学校いじめ防止基本方針を一学期中に、全教職員で共通理解し、平素からいじめについて意識を高める。児童に対しては、チャイム席の習慣や授業中の正しい姿勢の徹底を図り、落ち着いた雰囲気の中で授業に取り組む。
- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童が円滑にコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのために、クラスの話し合いなどで自分の思いを言える、他の人の思いがわかるクラス作りが必要である。
- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、普段から、教職員がお互い率直に意見を交換することが大切である。決して、担任等が一人で抱え込まないようにする。そのためには、ブロック別に授業研究をし、全職員で授業を参観し、研究授業そして研究協議を行い、分かりやすい授業づくりを進める。また、児童一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために、学年等で行事を実施する際は、児童が担う実行委員会を中心に行ったり、委員会活動・クラス活動が活発にできるよう、児童に働きかける。(すべての教育活動において、実施する目的を明確にするとともに、教職員内では「意図」も共通理解をしておく) さらに、ストレスに適切に対処できる力を育むためにクラスで話し合える雰囲気を育てる。いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うことも含め、校内夏季研修等で生活指導研修を実施する。
- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組を、各学年の実情に応じて実施するとともに、こども支援coを中心に、学校教育全体で「しかけ」をつくり、全教職員によって取り組む。
- (5) 道徳の時間を通して、児童が自ら「いじめ」について知るとともに、日常的に、クラスにおける児童の様子等に気を配る。児童に変化が見受けられた場合は、すぐに保護者に連絡をするなど、普段から保護者との連携を密にしておく。

第3章 いじめの早期発見・早期対応

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっていて児童がいじめを訴えると、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある児童が、いじめにあっていて場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする行動力が求められている。

2 いじめの早期発見・早期解決のための措置

- (1) 実態把握の方法として、「いじめアンケート」を実施する。
日常の児童の朝の様子、休み時間の様子、給食時間の様子、話し合いの時の様子、グループ活動の様子、清掃時間の様子等を、意識を持って観察する。また保健室での様子の把握し活用する。
- (2) 保護者との連携
保護者と連携して児童を見守るため、家庭で気になったことがあった場合、保護者が教職員(担任、管理職、養護教諭、こども支援co等)に相談できるよう、日頃から保護者と連絡をとるなど、連携を密にしておく。
- (3) 相談体制の周知
「学校だより」や「学年だより」、ブログ等を活用し、学校における相談体制を保護者や地域に周知する。

(4)個人情報の保護

教育相談等で得た児童の個人情報については、その対外的な取扱いについて、個人情報保護の観点から十分に注意を払う。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。そのような事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。(⇒機を逃さず、初期対応) 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為をとめたり、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、いじめ防止対策委員会と情報を共有する。当該学年が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。
- (4) 被害児童及び加害児童の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会うなど、丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた児童及び保護者への支援

いじめた児童の別室指導等により、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめ対応委員会が中心となって対応する。状況に応じて、心の教室相談員やスクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた児童への指導及び保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

- (3)いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の形成に配慮する。その指導にあたり学校は複数の教職員が連携し、必要に応じて、心の教室相談員やスクールカウンセラー等の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1)いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。また、同調したり、はやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめられていることと同じであることを理解させるようにする。「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。
- (2)いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動等を活用し、児童へのエンパワメントを図る。その際、心の教室相談員やスクールカウンセラーとも連携する。運動会や津田小まつり、校外学習等は児童が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1)ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存する。そして、いじめ防止対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2)書き込み内容への対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3)情報モラル教育を進めるため、「総合的な学習の時間」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

7 いじめ解消の定義

いじめ解消の定義 いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

(1) いじめに係る行為が止んでいることいじめを受けた子どもに対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

(相当の期間：少なくとも3か月を目安)

(2) いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないこと いじめを受けた子ども及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

ただし、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該のいじめを受けた子ども及びいじめを行った子どもについては、日常的に注意深く観察する。

8 関係機関との連携

(1)教育委員会が設置する組織

①枚方市いじめ問題対策連絡協議会

いじめ防止等に関する枚方市の関係部課と関係機関との連携の強化のために設置。

〈構成員〉枚方市・枚方市教育委員会の関係部課担当者、大阪府中央子ども家庭センター、法務局、警察、その他の機関

②枚方市学校いじめ対策審議会

いじめ防止等の対策が効果的に行われるよう調査・研究したり、子どもたちの生命に関わる重大事態が発生した場合、中立かつ公正な第三者の立場から調査等を行うために設置。

〈構成員〉弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等、対象となるいじめと利害関係のない第三者

(2)その他の機関

①枚方市子どもの笑顔を守るコール(いじめ専用ホットライン)

児童・生徒に関するいじめの相談

072-809-7867 月～金の9時～17時 (祝日・年末年始を除く)

②枚方市子どもの育ち見守りセンター(となとな)

子育て、親子関係友人関係のこと等18歳未満の子どもに関する様々な相談

050-7102-3221

月～金の9時～17時30分 (祝日・年末年始を除く)

③大阪府中央子ども家庭センター

子どもや家庭についての相談

072-828-0161

月～金の9時～17時45分 (祝日・年末年始を除く)

④大阪府すこやか教育相談24

0120-0-78310 (無料)

年中無休24時間対応